

総務委員会資料

(令和3年11月25日 総務委員会追加提出資料)

所管事務の調査（報告）

（仮称）川崎カーボンニュートラルコンビナート構想策定に向けた検討状況について

追加資料 （仮称）川崎カーボンニュートラルコンビナート構想策定に向けた検討状況について

令和3年12月1日
臨海部国際戦略本部

1 本構想の検討にあたっての外部委託について

別紙「委託契約書及び仕様書」のとおり

2 温室効果ガス排出量の政令指定都市比較について

川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）において、次のとおり記載（42 ページ）されておりますが、環境局において、直近の排出量の規模感を調べるため、各都市ホームページの確認及びホームページ非掲載都市への電話ヒアリングにて確認したものであり、過去の順位については把握していません。

なお、本市の温室効果ガス排出量の推移については、同計画（案）36・37 ページに記載のとおりでございます。

(6) 市域の温室効果ガス排出量の政令指定都市比較

川崎市は政令指定都市で最も多くの温室効果ガスを排出しており、同レベルの人口規模である福岡市や京都市の約3.5倍の温室効果ガスを排出しています。

順位	都市名	CO ₂ 等排出総量 (万t-CO ₂)	市内人口 (人)	順位	都市名	CO ₂ 等排出総量 (万t-CO ₂)	市内人口 (人)
1	川崎市	2,259	1,516,483	11	広島市	776	1,199,242
2	横浜市	1,821	3,740,172	12	新潟市	758	800,582
3	大阪市	1,736	2,725,006	13	福岡市	643	1,579,450
4	北九州市	1,708	945,595	14	京都市	638	1,468,980
5	千葉市	1,575	977,247	15	岡山市	621	721,329
6	名古屋市	1,393	2,320,361	16	浜松市	529	794,025
7	札幌市	1,155	1,965,940	17	さいたま市	506	1,295,607
8	堺市	930	831,017	18	静岡市	505	695,416
9	仙台市	826	1,088,669	19	熊本市	393	739,556
10	神戸市	810	1,527,407	20	相模原市	392	723,012

表 R2.12.17時点 各都市HP、電話ヒアリング 調査結果（川崎市）



委託契約書

令和 3年度

契約番号
5032002648

- 1 件 名 令和3年度カーボンニュートラル産業エリア構築支援委託
- 2 履行場所 川崎市内ほか
- 3 契約金額 ￥14,817,000.
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥1,347,000.)
- 4 期間 着手期限 令和3年5月18日
履行期限 令和4年3月31日
- 5 契約保証金 免除

上記の委託について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月18日

発注者 川崎市
川崎市長

福田 紀彦 印



受注者 (受託者)

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

丸の内二重橋ビルディング

商号又は名称 デロイトトーマツコンサルティング 合同会社

代表者名 代表社員 佐瀬 真人
00221521

(予算執行課： 臨海部国際戦略本部臨海部事業推)

令和 3 年度カーボンニュートラル産業エリア構築支援委託仕様書

1 業務目的

川崎市は、平成 27 年度に策定した「川崎水素戦略」に基づき水素の取組を推進している。また、平成 29 年度に策定した「臨海部ビジョン」に基づき、「低炭素型インダストリーエリア構築プロジェクト」の取組を推進している。本業務は、川崎臨海部（以下「臨海部」）の産業の継続的な発展に向け、カーボンニュートラル化が実現しつつ、カーボンニュートラル産業等の振興により産業競争力が強化された地域である「カーボンニュートラル産業エリア」を構築に向け、「基本的な考え方」のとりまとめを支援するとともに新たなプロジェクト創出や既存プロジェクトの新たな展開に向けた支援を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 「基本的な考え方」のとりまとめ支援

ア 令和 2 年度の検討内容を踏まえ、「基本的な考え方」のとりまとめ支援を行う

(ア) 「基本的な考え方」のとりまとめに向けた論点整理を次の点に留意しながら行う。なお、これまでの検討結果・基本的な考え方の概要及びスケジュール（別表参照）等を踏まえること。

- ①「基本的な考え方」は、2050 年カーボンニュートラルを踏まえた臨海部の将来像を本市の姿勢として立地企業や進出を検討している企業に対し示すことにより、カーボンニュートラルの観点で日本を牽引するコンビナート地域として、臨海部を優先的な投資対象として想起される存在にすることを目指すものである。
- ②2050 年の将来像、2030 年の将来像、2030 年に向けた取組の方向性と課題（なお、2030 年に向けた取組の方向性と課題はバックカスティングを基本とするが、現状を踏まえ、実現可能性を考慮すること）
- ③企業活動を産業活動（製造・販売等のビジネス）及びエネルギー利用活動（CO2 排出）の両視点で捉えること

(イ) 論点に応じて必要となる補足調査及び検討を行う。ただし、以下の分析は必ず行うこと

- ①立地企業の CO2 排出量の分析（令和 2 年度の検討内容を踏まえ、市が保有する CO2 データを基に燃料等の内訳の分析、業種・主要企業別・面積別出荷額（売上）との比較を行うこと）
- ②首都圏等の廃プラスチック及びバイオマス（廃棄物等として排出されるバイオマスに限る）の排出量（川崎市域の排出量も含む）に対する、川崎臨海部での処理可能ポテンシャル（最大量）の概算

(ウ) 論点に応じて、市が行う企業・有識者等へのヒアリングの支援を行う。

- ①ヒアリングの件数は、契約期間内を通して他項も含め、計 20 件程度とする。
- ②そのうち有識者ヒアリングは、契約期間内を通し最大 5 件(名)とし、各件についてイのとおり謝金を支払う。
- ③ヒアリングに必要な資料の収集・作成を行う。
- ④受注者のネットワークに応じて、ヒアリング対象者に対するアポイント、日程調整を行う。

(エ) とりまとめに必要な資料（将来像、取組の方向性等）の作成をイの検討会をベースに行う。

(オ) 「基本的な考え方」の冊子（30 頁程度～50 頁程度）を作成する。

イ 「基本的な考え方」の検討会の開催支援を行う

(ア) 有識者 7 名程度の委員による、基本的な考え方を検討する検討会（以下「検討会」：委員の他、事務局・オブザーバー等計 20 名程度）を 3 回程度、次のとおり行う。

- ①開催方式は、対面及び WEB 会議併用とし、各回について川崎駅周辺の民間会議室（又は川崎市役所

内の会議室)を確保し、WEB会議を開催できる設備(PC、スピーカー等)を準備すること。

②各回について、有識者に対する日程調整(第1回目は除く)・事前レク、会議録等の作成、委員謝金支払い、会議用お茶等の準備、会場設営を行う。

③委員謝金額は、市の支払基準に準拠し、12,500円/回・名とする。

(イ) 会議資料の作成を行う(ただし第1回目は契約期間に応じた支援でよい)。なお、前後に開催する庁内検討会議等との連携を図ること(必要に応じ庁内検討会議資料作成の支援を行う)。

ウ 「基本的な考え方」の概要資料の作成

「基本的な考え方」策定後、外部企業等に対し周知していくため「基本的な考え方」の概要資料(A4サイズ4枚程度)を作成する。

(2) プロジェクト支援

ア 水素ネットワーク協議会の開催

- ・70名程度(対面及びWEB参加合計)の規模の会議を2回開催する。
- ・開催方式は、対面及びWEB会議併用とし、各回について川崎駅周辺の民間会議室(又は川崎市役所内の会議室)を確保し、WEB会議を開催できる設備(PC、スピーカー等)を準備すること。
- ・各会議について、参加者の日程調整、学識委員への事前レク、会議資料・会議録等の作成、学識委員謝金支払い、会場使用料支払い、会議用お茶等の準備、会場設営を行う。
- ・学識委員謝金額は、市の支払基準に準拠し、12,500円/回・名とする。各会議について、3名の学識委員が参加する。

イ プロジェクト創出支援

- ・水素、CCUS、資源循環、電力、熱の各分野のプロジェクト創出に向けた検討及び必要な支援を次の点を考慮しながら行う。
 - ・企業を主体とした国プロジェクト等の活用
 - ・水素分野における、既存又は新規のリーディングプロジェクト・他案件、水素ネットワーク協議会メンバーとの連携
 - ・CCUS分野における、令和2年度に実施したCCUS勉強会との連携
 - ・資源循環分野における、本市廃棄物行政との連携
 - ・電力・熱分野における、立地企業の取組との連携
- ・国の実証事業等への応募を市や市内企業等が検討する際、活用できる国の支援メニュー等を調査し、活用に向けた調整や応募書類の作成を支援する。
- ・検討内容の必要に応じて、国に対する規制改革・制度構築・補助等の要望事項を整理しまとめる。

ウ 勉強会・研究会の実施

CCUS、資源循環、電力、熱の各分野のうちいずれかをテーマとする勉強会を計最大4回開催する。

- ・各回について、有識者1~2名、企業30名程度の構成を前提とする。
- ・開催方式は、対面及びWEB会議併用とし、各回について川崎駅周辺の民間会議室(又は川崎市役所内の会議室)を確保し、WEB会議を開催できる設備(PC、スピーカー等)を準備すること。
- ・各回について、有識者の選定、参加者の日程調整・有識者事前レク、会議資料・会議録等の作成、委員謝金支払い、会議用お茶等の準備、会場設営を行う。

エ プロジェクト関連調査

CCUSに関して、臨海部内のサプライチェーン創出に向けて、主なCO₂の排出場所及び利用想定場所のマッピ

ング（対外的に公表しない内部用の基礎資料）を行う。

- ・CO2の濃度・不純物・量に応じた検討を行うこと。
- ・企業ごとのCO2の総量データについては市が保有するデータを活用できるものとし、その他のデータ（濃度等）は、必要に応じてアンケート（20社程度）又はヒアリング等で収集すること。

（3）その他

- ・（1）の「基本的な考え方」とりまとめ支援と（2）のプロジェクト支援は密接に連携しながら実施すること。
- ・発注者との打ち合わせを月2回程度行う。
- ・月2回程度で国内外の関連ニュース（（2）イの分野に関わる、国の政策及び国内企業の動向中心）の整理・提供を行う。

（別表）スケジュール案 ※検討状況により変更の可能性あり



3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 成果物

次のとおり、成果物を作成し、提出すること。

- （1）業務委託報告書 15部（A4；くすみ製本）及びその電子データ（ワードファイル等）
- （2）「基本的な考え方」の冊子 200部（A4；くすみ製本）及びその電子データ（ワードファイル等）
- （3）「基本的な考え方」概要資料 400部及びその電子データ（aiファイル等）
- （4）各種調査等の集計表及び調査票の電子データ
- （5）（1）～（4）の電子データをDVD-R等の媒体に収納したもの

5 留意事項

- （1）本仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と協議して定めるものとする。
- （2）本仕様書の内容を変更する必要がある場合、契約者両者が協議して定めるものとする。
- （3）印刷物又は写真等の資料を著作権法上許容される範囲を超えて引用する必要がある場合、受注者の責任において著作権者又はその管理者の了解を得るものとする。
- （4）成果物の著作権・著作権等の権利は、すべて市に帰属するものとする。また、市はこれら全てについて二次利用する権利を有するものとする。